			二　ＬＰＷＡサービスに係る電気通信設備を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けてＬＰＷＡサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるＬＰＷＡサービスの回線数が三万以上であるもの
仮想移動電気通信サービス	様式第十五の三	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万以上であるもの	
	様式第十五の三の二	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、携帯電話、ＰＨＳ又はＢＷＡアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて自ら提供する仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として他の電気通信事業者に提供するもの（年度末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万未満であるものに限る。）	
ドメイン名電気通信役務	様式第十五の四	ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者	

2　電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

［一・二　略］

［３・４　略］

様式第３（第２条第１項関係）

			二　ＬＰＷＡサービスに係る電気通信設備を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けてＬＰＷＡサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるＬＰＷＡサービスの回線数が三万以上であるもの
仮想移動電気通信サービス	様式第十五の二	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万以上であるもの	
	様式第十五の二の二	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、携帯電話、ＰＨＳ又はＢＷＡアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて自ら提供する仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として他の電気通信事業者に提供するもの（年度末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万未満であるものに限る。）	
ドメイン名電気通信役務	様式第十五の三	ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者	

2　電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の四により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

［一・二　同上］

［３・４　同上］

様式第３（第２条第１項関係）